

令和7年度墨田区いじめ問題対策協議会 次第

令和8年1月21日（水）午後2時
区役所17階 第1委員会室

司会 庶務課長 塩澤 満

1 協議会の役割

2 委員紹介

3 会長あいさつ

墨田区いじめ問題対策協議会会长

墨田区長 山本 亨

4 議事

(1) 区立学校におけるいじめの現状について

(2) いじめの防止等の取組について

(3) その他

配布資料

1 区立学校におけるいじめの現状・・・・・・・・・・・・ 資料1

2 いじめの防止等の取組状況

(1) 令和7年度 区のいじめの防止等の取組について・・・・ 資料2

(2) 区立学校におけるいじめ防止等の取組について・・・・ 資料3

(3) 「いじめから子供たちを守るために」(保護者配布リーフレット)

・・・・・・・・ 資料4

3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿・・・・・・・・ 資料5

4 組織体制表・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料6

5 墨田区いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・・・・・ 資料7

6 墨田区いじめ問題対策協議会規則・・・・・・・・・・・・ 資料8

令和8年1月21日（水）
墨田区教育委員会事務局指導室

区立学校におけるいじめの現状

※全国と都の数値は、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から、区の数値は、学校が提出しているいじめの個票からの数値

1 小・中学校におけるいじめの認知件数(過去5年間) (件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	76	67	78	1,666	1,996
中学校	8	8	19	89	182
計	84	75	97	1,755	2,178

2 学年別認知件数 (件)

学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
R 5	379	390	319	243	206	129	47	29	13
R 6	512	400	351	360	235	138	77	65	40

3 いじめ発見の主なきっかけ (件)

	小学校			中学校			合計		
	国 (公立のみ)	都	区	国 (公立のみ)	都	区	国 (公立のみ)	都	区
学級担任が発見	55,861	5,958	170	13,040	634	5	68,901	6,592	175
アンケート調査等、学校の取組により発見	319,031	46,456	1,481	38,001	3,037	67	357,032	49,493	1,548
本人からの訴え	102,977	8,605	166	37,914	2,044	43	140,891	10,649	209
本人の保護者からの訴え	81,652	5,121	107	21,024	1,048	36	102,676	6,169	143

4 いじめの解消率 (%)

	国 (公立のみ)	都	区
小学校	76.4	76.6	96.7
中学校	74.8	76.9	87.9
合計	76.1	76.6	96.0

5 いじめの様態

※複数回答可

- ・第1位
「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」
(小・中ともに1位) 区 小学校…1,266件、中学校…134件
- ・第2位
「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする」
(小・中ともに2位) 区 小学校…650件、中学校…30件
- ・第3位
「仲間外れ、集団による無視をされる。」
(小・中ともに3位) 区 小学校…377件、中学校…14件

いじめリスクアセスメントアンケートの活用について（小学校第2学年から中学校第3学年）

1 いじめリスクアセスメントシート導入の目的

シャボテンログ上で回答された児童・生徒の回答内容が自動で分析され、教職員に可視化・共有化されることで、いじめ・不登校の未然防止・早期発見を図り、重大化を防止する。

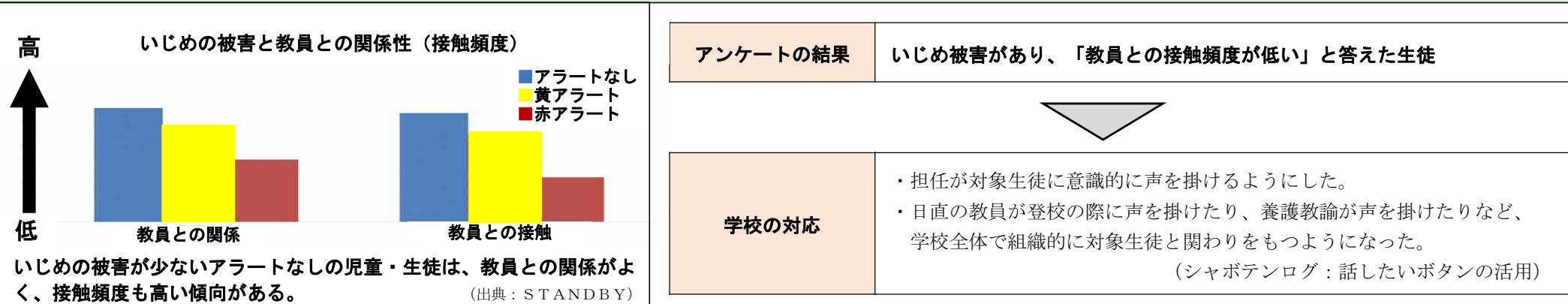
2 これまでのアンケートとの変更点

	変更前（これまでのアンケート）	変更後（いじめリスクアセスメントアンケート）
実施媒体	全学年：紙媒体	・小学校第1学年：紙媒体 　・小学校第2学年以上：一人1台端末（シャボテンログ上）
保管方法	紙媒体で金庫に保管	・小学校第1学年：紙媒体で金庫に保管 　・小学校第2学年以上：データでクラウド上に保管
質問項目	10項目程度	30項目程度
聞き取り内容	紙媒体に書き込み	・小学校第1学年：紙媒体 　・小学校第2学年以上：システム内の個票のメモ欄に入力

3 いじめリスクアセスメントアンケートを導入するメリット

- 児童・生徒がSOSを出しやすくなり、いじめ・不登校の未然防止・早期発見につながる。
- 児童・生徒が回答をすると、自動で分析が行われ、教職員の負担を大幅に軽減できる。
- 紙媒体では見逃しがちなリスクを可視化することで、教職員間での情報共有が容易にできる。

4 活用（令和7年度 先行してアセスメントアンケートを活用した墨田区立小・中学校の結果より）



Q (事前に懸念点として挙がっていた意見)

質問項目が多くて、回答に時間がかかるてしまわないか？

「●アラート」や「●アラート」がたくさん出たら、聞き取りに時間がかかるてしまわないか？

(※●アラート：リスクレベル中 ●アラート：リスクレベル大)

A (実際の実施の状況)

最初は10分くらいかかるが、慣れてくれば5～6分と短い時間で取り組める。

「●アラート」は重大なものは少なく、事実確認はすぐにできた。また、「●アラート」は、すでに校内で把握し、支援している児童・生徒が多く、対象は少数だった。

5 今後の予定

- 11月のふれあい月間で、本アンケートを活用（小学校第2学年から中学校第3学年）
- 活用後、各校に活用アンケートを実施し、STAND BY社に改善点を要望

令和7年度 区のいじめの防止等の取組について

		令和7年度 実施事業	
NO	課名	事業名	取組の内容
1	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	人権講演会及び人権作文発表会	区民を対象に様々な人権に関するテーマの講演会や区内中学校生徒による人権作文代表作品の朗読を通して啓発を実施する。講演会場ロビーに、人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(前年度以前からの継続事業)
		いじめ防止等さまざまな人権問題研修	区民、事業者及び職員を対象とした研修において啓発を行う。(前年度以前からの継続事業)
		いじめ防止等さまざまな人権啓発普及活動	人権啓発冊子「人権感覚」を広く区民に配付し、啓発を行う。(前年度以前からの継続事業)
2	社会福祉社会館	きねがわスタンプラリー・文化祭（自主サークル発表展示会）	幼児から大人までを対象とした事業で、館内ブースに人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架する。(前年度以前からの継続事業)
		親子でハッピータイム	人権週間中に乳幼児とその親へのイベントを開催する。参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子を配布する。(前年度以前からの継続事業)
3	地域活動推進課	コミュニティ会館指定管理事業	児童館長会において、いじめ防止への取組を求める。また、国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、コミュニティ会館での配布を依頼する。(前年度以前からの継続事業)
		すみだ生涯学習センター指定管理事業	いじめ防止の内容のDVD（小学校編・中学校編）を希望する学校等団体へ貸出を行う。(前年度以前からの継続事業)
4	文化芸術振興課	すみだまつり・こどもまつり事業	主に協賛企業やすみだまつりの企画内容を掲載するプログラムに『毎月10日は すみだいじめ防止の日』の紹介を掲載する。(前年度以前からの継続事業)
5	地域福祉課	子どもの学習・生活支援事業	参加児童、生徒に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明し声掛けを行う。また、いじめ等につながる発言や行為があった場合は、指導者から注意を行うとともに聞き取りにより再発を防止する。(前年度以前からの継続事業)
6	子育て政策課	児童館指定管理事業	各児童館の指定管理者において、適宜、学校等の関係機関と連携し個別に対応する。また、国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば児童館で配布する。(前年度以前からの継続事業)
7	子育て支援総合センター	子育て総合相談事業	来庁・電話・メールなど子育てに関する様々な相談に対応し、いじめに関する相談については、各関係機関の情報提供を行っている。(前年度以前からの継続事業)
8	教育センター	教育相談事業	いじめ等に関する相談があった場合は、相談員が相談に応じるほか、保護者の同意を得て、学校等と連携しながら児童・生徒の心のケアにあたる。(前年度以前からの継続事業)

区立学校におけるいじめ防止等の取組について

1 区立学校いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)及び「墨田区いじめ防止基本方針」に基づき、その学校の実情に応じ、保護者及び地域の参画のもと「区立学校いじめ防止基本方針」を定める。(区条例第12条)

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。(区条例第24条)
- (2) 区立学校において法第28条1項に規定する重大事態が発生した場合は、教育委員会の附属機関である「教育委員会いじめ問題専門委員会」が調査・審議を行う。

3 区立学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

「いじめは絶対に許されない」という風土の醸成

- ① 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・「いじめ総合対策」【子供版】(令和7年6月 東京都教育委員会)の活用
 - ・いじめ防止授業の実施
 - ・道徳科の教科書は、いじめに関する題材が多いものを採択
- ② 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ③ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
 - ・指導室主催の研修での、いじめの定義や対応の確認、ゲートキーパーとしての役割についての講義を実施
 - ・東京都から通知されたいじめ対策に関するチェックを年2回実施
 - ・いじめ理解のための研修動画の各校への周知、活用

(2) いじめの早期発見

- ① 児童・生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能強化
- ② 定期的な状況調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
 - ・年間3回いじめに関するアンケート調査を実施
(小学校第2学年以上は、一人1台端末を活用したシャボテンログ上の「いじめリスクアセスメントアンケート」を実施)
- ③ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ④ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) いじめの早期対応

- ① いじめの訴え等を重く受けとめ、いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない校内体制の構築
- ② 教育委員会への確実・迅速な報告と、関係機関や専門家等との相談・連携

(4) 重大事態への対処

教育委員会を通じて、その旨を区長に報告するものとする。

4 取組の見直し・改善

学校のいじめの防止等の取組について、毎年P D C Aサイクルにより管理職を中心に検証を行い、方針等の見直しを行う。

5 相談体制

(1) 電話相談窓口

令和7年 4月
墨田区立学校用

児童・生徒のみなさんへ 相談窓口一覧

不安や悩みがあるときは・・・ 一人で悩まず、相談しよう。

いじめや学校生活、家族や友達との人間関係などについて相談したい。

心の悩みや不安などを聞いてほしい。

学校の勉強についていけず不安、進路で悩んでいる。

非行や暴力、犯罪被害などを警察に相談したい。

虐待、ヤングケアラーに関して相談したい。

教育センター 総合受付

03-3622-1128

24時間 対応

いじめ問題 電話相談

03-3622-1120

警視庁 本所警察署

03-5637-0110

墨田区の南部を管轄しています

警視庁 向島警察署

03-3616-0110

墨田区の北部を管轄しています

子育て支援総合センター

03-3622-1150

(2) S N S 相談窓口「S T A N D B Y」

悩みを抱えていたり、いじめの被害にあっていたりする児童・生徒が、周囲を気にすることなく相談しやすい環境を整えるために、S N Sを活用して匿名でS O Sを出せるツールの一つである。現在、小学校4年生から中学校3年生の一人1台端末には「S T A N D B Y」のアプリがインストールされている。

保護者・地域向け

このリーフレットは、子供たちの生活の拠点である家庭・地域において、「子供たちの心により一層近付くためにはどうしたらよいか」を考えるきっかけになることを目的に作成しました。PTA・地域活動の場等で話題に取り上げていただき、それぞれの経験や体験等を基に話し合いや交流をもち、学校・家庭・地域が協働していじめ問題への具体的な取組を進めていくことを願っています。

学校、家庭、地域が協働して いじめから子供たちを 守るために



「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。」

家庭や地域では何をすればいい

保護者が行うこと！

自分の子供がいじめられているかも？

◎子供の安全と安心を確保することを最優先にしましょう。

◎子供の気持ちに寄り添いながら、解決に向けて学校へ相談し、保護者と学校とが力を合わせましょう。

自分の子供がいじめをしているかも？

◎言葉づかいが荒くなったり、言うことをきかなかったり、人のことをばかにしたりすることはありませんか。

◎買ったおぼえのない物を持っていませんか。

◎与えたお金以上のものを持っていたり、おこづかいでは買えないものを持っていませんか。



地域で守る！

◎「どうしたの」、「大丈夫？」この一言で子供は救われることがあります。

◎学校・家庭への連絡が、早期の解決につながります。

いじめを起こさない (未然防止)



家庭では

子供との対話が大切

- ◎顔を見ながらの対話 気持ちを言葉で表現する
「それは、楽しそうだね」、「どきどきするね」、
「ちょっと悲しいね」、「寂しかったね」など
- ★子供の言葉に共感してあげましょう。
- ★子供の話をよく聞き、認め、ほめてあげることが大事です。

子供認めることが大切

- ◎いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちを育むには、まずは認めることから。

環境や生活リズムの変化に注意

- ◎進学や進級など環境の変化には特に注意が必要です。
- ◎休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

地域では

子供への言葉掛けは大きな力

- ◎地域の人からの言葉掛けは、子供にとって自分の居場所を感じることができる、大きな力となっています。

いじめを見逃さない (早期発見)



家庭では

いじめられているかも？

- ◎「心配している」というメッセージを伝える。
「元気がないね」、「気がかりなことでもある？」
※「いじめを受けているの？」や「あなたにも悪いところがある」や「そのうちどうにかなるよ」は話しづらくなる要因になります。
- ◎感情を受け止め、言葉で伝える。
「よく話してくれたね」、「辛かったね」
- ★あなたの味方であることを伝えましょう。
- ★学校に相談し、学校と協力することが大切です。

地域では

子供の見守りを

- ◎登下校や放課後の子供たちの様子を見守ってください。
「仲間はずれにされている・・・」
「ひどい言葉を一人にだけ浴びせている・・・」
- ◎子供から相談された場合は話を聞き、学校や家庭に連絡してください。
- ★心配な場合は、学校や家庭に連絡を！

<参考>

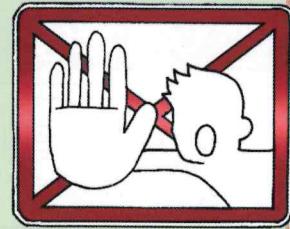
いじめのサイン発見シート
(政府広報 | 文部科学省)



いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）
　そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修（年3回以上）
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムやGIGAワークブックとうきょうを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進（SNS学校ルールの指導）
- 児童・生徒による自主的な活動（児童会活動・生徒会活動）



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- WEB健康観察システム「シャボテンログ」により児童・生徒の自己調整力向上
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会等を活用した情報の収集
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」として、いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ問題発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）

早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 加害・被害の子供以外も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめ問題の解消の確認



「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告します。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員
が一丸となって組織的に対応していきます。

いじめから子供たちを守るために

一人じゃない みんなが、子供を守ります



① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！

- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあつたら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関



児童・生徒のみなさんへ 不安や悩みがあるときは … 一人で悩まず、相談しよう

いじめ・不登校に関する相談

心・性・命などを含めた学校生活や家庭での悩みに関する相談

- 1 話してみなよ 東京子供ネット
いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談
フリーダイヤル はなして みなよ 平日 9:00~21:00
0120-874-374 土日祝日 9:00~17:00
（年末年始を除く）
東京都児童相談センター
(子供の権利擁護専門相談事業)
- 2 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン
いじめ、学校生活、家族、友人関係、
24時間対応 ヤングケアラー等に関する相談
0120-53-8288 ホームページ内から
メール相談もできます。
東京都教育相談センター
- 3 SNS等教育相談
ニックネームや通称名を使って
相談することもできます。
毎日 15:00~23:00
(受付は22:30まで)
東京都教育相談センター
- 4 考えよう!いじめ・SNS@Tokyo
いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つ
ウェブサイト・アプリ
◆「ここ空模様チェック」アプリを使って、
東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。
◆「こたエール」のネット相談受付フォームにつながります。
0120-1-78302
東京都教育委員会
- 5 24時間子供SOSダイヤル
いじめの問題やその他の子供に関する相談全般
フリーダイヤル なやみいとう
0120-0-78310
文部科学省が管理しており、東京都内からかけ
ると、東京都教育相談センターにつながります。
- 6 ヤング・テレホン・コーナー
非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談
24時間対応
03-3580-4970 警視庁 少年相談係
◆月～金 8:30～17:15
専門の担当者(心理療、警察官)が対応
◆夜間、土日祝日・年末年始
宿直の警察官が対応
- 7 よいこに電話相談
学校、子育て等、
子供に関する相談全般
03-3366-4152
平日 9:00~21:00
土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)
東京都児童相談センター
- 8 児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口
教職員等による児童・生徒への性
暴力等に関する通報、相談
平日 15:00~18:00
◆月、火、木 15:00~18:00
◆土 9:00~12:00 **03-5577-3899**
東京都教育委員会
- 9 性暴力救援ダイヤルNaNa
性暴力・性被害に関する相談
24時間対応
03-5577-3899
性暴力救援センター・東京
- 10 こたエール
ネット・スマホのトラブル相談
なやみゼロ
0120-1-78302
月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
※メール相談は 24 時間
- 11 こころといのちのはっとライン
はなしてなやみ
0570-087478 毎日 12:00～翌朝5:30 東京都保健医療局
- 12 こころの電話相談
心の健康に関する相談
平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
港、新宿、品川、目黒、
大田、世田谷、渋谷、
中野、杉並、練馬
03-3302-7711
千代田、中央、文京、台東、
墨田、江東、豊島、北、
荒川、板橋、足立、新宿、
江戸川、葛飾、島しょ地域
03-3844-2212
東京都立精神保健福祉センター
- 13 こころの電話相談室
子供の行動や心の発達等に関する相談
042-312-8119
月～金 9:00~12:00
(土日祝日、年末年始を除く)
東京都立小児総合医療センター
- 14 墨田区相談機関
子供の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談
教育センター総合受付 電話 03-3622-1128
教育相談室電話相談 電話 03-3622-1120
子育て支援総合センター 電話 03-3622-1154
墨田区教育委員会

不安や悩みは誰にでもあります。身近にいる信頼できる大人や、上にある相談機関に相談してみましょう。

墨田区相談窓口一覧は右の二次元コードから確認してください。



墨田区いじめ問題対策協議会 委員名簿 R7.12.11時点

	肩書き	氏名
1	墨田区長（会長）	山本 亨
2	墨田区副区長（副会長）	岸川 紀子
3	墨田区教育委員会教育長	加藤 裕之
4	墨田区教育委員会委員	岸田 玲子
5	墨田区立小学校長会会長（緑小学校長）	浮津 あゆみ
6	墨田区立中学校長会会長（吾嬬第二中学校長）	佐藤 順一
7	高等学校長代表（都立両国高等（附属中）学校長）	鳥屋尾 史郎
8	墨田区立小学校PTA協議会会長(八広小PTA会長)	橋本 亮
9	墨田区立中学校PTA連合会会長(吾嬬第二中PTA会長)	松永 亜樹
10	墨田区青少年委員協議会会長	小野 俊一
11	墨田区少年団体連合会会長	小澤 裕二
12	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	齋藤 正樹
13	墨田区保護司会会长	有馬 慶子
14	警視庁本所警察署長	柴田 正
15	警視庁向島警察署長	村島 修平
16	東京都江東児童相談所長	栗原 博
17	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	歌川 晃議
18	東京保護観察所保護観察官	清水 晴美
19	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長	長谷川 豊
20	東京人権擁護委員協議会 墨田地区人権擁護委員会会長	小林 進
21	錦糸町クボタクリニック（墨田区医師会）	窪田 彰
22	墨田区企画経営室長	小倉 孝弘
23	墨田区総務部長	中山 誠
24	墨田区子ども・子育て支援部長	高橋 義之
25	墨田区地域力支援部長	後藤 隆宏
26	墨田区子育て支援総合センター館長	野澤 典子
27	教育委員会事務局次長	岩瀬 均
28	墨田区教育センター所長	石坂 泰
	事務局	
1	庶務課長	塩澤 満
2	指導室長	石坂 泰
3	地域教育支援課長	戸村 健太郎
4	すみだ人権同和・男女共同参画事務所長	坂田 勝彦

いじめ防止対策推進条例に基づく区の組織体制

機 関 名	主な役割及び構成
墨田区いじめ問題対策協議会 学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者による協議・連携	<p>墨田区いじめ問題対策協議会 <根拠：条例 13 条></p> <p>いじめの防止等の対策の推進に関する事項について、関係機関及び団体との協議や連携を図るための組織。</p> <p><構成：学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者></p>
区 長	<p>報告・協議の要求</p> <p>教育委員会</p> <p>区立学校</p> <p>支援</p> <p>早期発見・早期対応</p> <p>いじめ問題調査委員会附屬機関</p> <p>いじめ問題専門委員会</p> <p>いじめ問題専門委員会附屬機関</p> <p>調査</p> <p>調査</p> <p>重大事態</p> <p>再調査</p>
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 <根拠：条例 14 条>	<p>いじめ防止等の対策を実効的に行う組織。</p> <p>対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。</p> <p>重大事態発生時には、事実関係等を明確にするための調査を行ない、その結果について教育委員会を通じて区長に報告する。</p> <p><構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者></p>
墨田区いじめ問題調査委員会 <根拠：条例 33 条>	<p>重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会による調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査するための組織。（区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告する。）</p> <p><構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者></p>
区立学校いじめ対策組織 <根拠：条例 24 条> 各区立学校に設置	<p>区立学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織。</p> <p><構成：区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者></p>
学校サポートチーム <根拠：都教育委員会 いじめ防止総合対策> 各区立学校に設置	<p>区立学校のいじめ対策組織を支援するための組織。</p> <p>東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき、区立学校を支援する。</p> <p><構成：校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員により構成（スクールソポーター含む。）等></p>

墨田区いじめ防止対策推進条例

平成26年12月10日

条例第48号

改正 平成28年3月30日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、区におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **いじめ** 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) **いじめの防止等** いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) **学校** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) **児童等** 区内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) **保護者** 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) **事業者** 区内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、学習塾、スポーツ教室その他の児童等を対象とした事業を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が「やさしさ」及び「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るために、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、学校、保護者、地域住民、事業者その他の関係者と協力して、いじめの防止等のために必

要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、墨田区立学校設置条例（昭和39年墨田区条例第24号）別表に掲げる小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(区立学校及び区立学校の教職員の責務)

第7条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民及び事業者の役割)

第9条 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(墨田区いじめ防止対策基本方針)

第11条 区は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定により、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(区立学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定により、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(墨田区いじめ問題対策協議会)

第13条 区は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者により構成される墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について協議を行う。

(墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会)

第14条 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、及び答申する。

3 専門委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 専門委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識

を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって組織する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
(区立学校におけるいじめの防止)

第15条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該区立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 教育委員会及び区立学校は、前項に規定する相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(区長による報告又は協議の要求)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対して状況の報告又は協議を求めることができる。

(関係者間の連携等)

第18条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、他の地方公共団体、学校、家庭、地域住民、事業者その他の関係者の間の連携の強化、事業者への支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第19条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、区立学校における教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応ずるものとの確保、いじめへの対処に關し助言を行うために区立学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第20条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを

を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 区は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第21条 区は、いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第22条 区は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校評価における留意事項)

第23条 区立学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第24条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第25条 区立学校の教職員、区の職員その他の児童等からの相談に応ずる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 区立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 3 区立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該区立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 区立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 区立学校は、当該区立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 区立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき

は所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該区立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第26条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第27条 区立学校の校長及び教員は、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第28条 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力に関する措置)

第29条 区は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携及び協力に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による措置等)

第30条 事業者は、その事業活動において、いじめの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、児童等からいじめに係る相談を受け、又はいじめの事実があると思われるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校及び教育委員会その他の関係者への通報等いじめの早期発見のための適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定によりいじめの早期発見に係る措置をとった場合においては、学校が行う当該いじめへの対処に関し協力するよう努めるものとする。

(区立学校における重大事態に係る対処)

第31条 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。

2 法第28条第1項の規定による調査は、専門委員会が行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、専門委員会が前項の規定による調査（以下「重大事態調査」という。）を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 教育委員会は、重大事態調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

5 専門委員会は、重大事態調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(区長の調査等)

第32条 区長は、前条第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査を行うものとする。

- 2 前項の規定による調査（以下「重大事態区長調査」という。）は、次条に規定する墨田区いじめ問題調査委員会が行うものとする。
- 3 区長は、重大事態区長調査を行うときにはその旨を、当該調査が終了したときにあってはその結果を区議会に報告しなければならない。
- 4 区長は、重大事態区長調査に当たって、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 5 区長及び教育委員会は、重大事態区長調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（墨田区いじめ問題調査委員会）

第33条 区長は、重大事態区長調査を行わせるための附属機関として、墨田区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で、専門委員会の委員以外のもののうちから、区長が任命する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、区長が任命したときから重大事態区長調査が終了するときまでとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則又は墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月30日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

墨田区いじめ問題対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年墨田区条例第48号）第13条第1項の規定により設置した墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 協議会の委員は、区長が依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号に掲げる非公開情報について協議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、墨田区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。